

楠小学校のくらし

令和7年1月 改定

学校とは、いろいろな考えをもった人々が集まっている場です。

その中で、みなさんが安全・安心に、楽しく過ごしていくためにやくそくがあります。みなさん一人一人がかがやけるようにとの願いをこめて、以下のやくそくが作られました。みんなで守りましょう。

0 基本の考え方

- 1 社会のきまりを守る。(法律・条令・交通ルールなど)
- 2 自分もみんなも気持ちよく過ごせるかを考えて行動する。

1 校内での過ごし方

1 楽しく安全に生活するために

みんなで仲よく楽しく生活するために、暴力やいじめを絶対にしない、させない、許さない。

困った時は誰かに相談したり、話し合ったりして解決する。

※ろうかとは状況に応じて右側を歩き、みんなのことを考えて静かに、安全に行動する。

※固定遊具はきまりを守って使用する。また、タイヤタワーは4年生以上の使用とする。

※サッカーは、朝、学校に来てからはできるが、それ以外の休み時間ではできない。(安全面から)

※一輪車(3年生以上)は、運動場で乗る。昇降口付近では乗らない。

※北側校舎裏や給食室横、校章園・校門付近、体育館の渡り廊下や体育館裏などでは遊ばない。

2 気持ちよく生活するために

集団生活や学習に適した清潔で各種活動に適した服装とし、季節や気候に応じて、身なりを整える。登下校中の安全面を考えたうえで、防寒のためのマフラー等の防寒具は使用する。(フードをかぶったり、耳当てをしたり、長いコート等安全面を考え着用等しない。また、室内での活動に必要なネックウォーマー等は教室で着用しない。)

髪が肩につく場合は結び、とめ具等はきけんのないようなものを使う。

※名札は下校時に学校に置いて帰る。

※体育服・上は白色の半袖シャツ【前後にゼッケン(学年・組・名字)】、下は紺色のクォーターパンツを着用。ゴムひもをして赤白帽子をかぶる。寒い時は、体育服の上にトレーナーやジャージも可。体があたたまったら体育服で活動する。体育服の下に長袖やタイツは着用しない。(けがをした時の処置と体温調節を考えて)

3 集中して学習するために

- ・学習に必要なものは持ってこない。(※薬用の保湿剤等事情がある場合には学校に別途相談する。)
- ・カイロについては記名し、ポケットの中等に入れ学習に集中しましょう。
- ・原則として携帯電話は学校には持ってこない。(※事情がある場合、保護者が学校に別途相談する)

2 登下校の仕方

1 登下校の際には、決められた通学路を通る

- ・午前7時30分～午前8時15分の間に登校します。

※一度登校したら、忘れ物は取りに帰らない。

※放課後等、用事のある時は職員室に声をかけ、用事がすんだあとも職員室に知らせて帰る。

※下校中、より道をしらない。

2 知らない人に声をかけられても、ついて行かない

3 被害を受けたら、すぐに近くの大人や「こども避難の家」などに助けを求め、警察と学校に連絡する

◆相手の特徴(背の高さ、髪型、服装など)、自動車等の特徴(ナンバー、型、色など)を覚えておく。

「いかのおすし」(ついていけない/人の車に乗らない/大きな声で叫ぶ/すぐ逃げる/大人に知らせる)を守って行動する。

校外生活につきましては、各ご家庭の状況や実情に合わせて、保護者の責任のもとご判断いただく内容です。参考として、熊本市小学校生徒指導協議会から出ています「学校生活に関する申し合わせ事項」に準じてお示ししております。各ご家庭での判断の指針としてご活用ください。

校外生活の心得（「学校生活に関する申し合わせ事項」より）

本市の小学校と家庭・地域関係諸機関が一体となって、児童の健全な育成を図るために次の事項を「学校生活の申し合わせ事項」といたします。（熊本市小学校生徒指導協議会）

1 外出時間

- ・3月から9月までは、午前10時から午後6時までとします。10月から2月までは、午前10時から午後5時までとする。（保護者の監督下にある場合は、除く）
- ・午前中授業など早く下校した時は、午後3時まで家庭で過ごす。

2 夜間外出

- ・夜間の外出は、保護者同伴とする。

3 校外生活

- ・原則として、校区外に子どもだけで行かない。 ・交通ルールを守る。
- ・次の場合は、保護者同伴とする。（海水浴、登山、キャンプ、サイクリング、河川・池での遊び、釣りなど）

4 外出時

- ・外出先、帰宅時刻、誰と一緒にかなどを保護者に伝えて出かける。保護者の方がいない家には入らない。

5 出入り注意の場所

- ・次の場所への出入りは、保護者同伴とする。
映画館、学校外のプール、ボーリング場、スケート場、ゲームセンター・ゲームコーナー、カラオケボックスなど（カラオケボックスには午後11時以降、ゲームセンターには午後10時以降は保護者同伴でも出入りしない。）
- ・デパート、スーパー、コンビニエンスストアなどへの無用の出入りはしない。

6 出入り禁止の場所

パチンコ店など18歳未満は入場禁止とされる場所や線路付近、工事現場、資材置き場などの危険な場所には入らない。

7 自転車の乗り方

道路交通法を守る。（ヘルメット着用。危険な乗り方はしない。交通量が多い道路は特に注意する。）

自転車に乗れる範囲	☆1・2・3年・・・道路で乗らない。（保護者責任のもと安全に乗る。） ☆4・5・6年・・・バス道路では乗らない。（自転車通行可の歩道はよい。）
-----------	--

8 遊び

- ・危険な遊びや他人に迷惑をかける遊びはしない。（子どもだけの花火火遊び、木登り、道路でのキックボードなどをういた遊びなど）
- ・お金やゲームソフトの貸し借り、カードの交換などはしない。
- ・公共の場ではゴミを散らかさず、持ち帰る。学校にはお菓子やジュースは持ち込まない。
※校内で購入した飲料のゴミは持ち帰る。

9 SNS やスマートフォン等、ICT 機器の利用

- ・学校のタブレットは勉強以外に使わない。また学校におけるルールを守る。
- ・各家庭の ICT 機器に関しては、保護者の責任の下で安全対策（フィルタリング、ペアレンタルコントロール等）を行い、利用する。法律に違反する使い方は禁止する。（ネット上での誹謗中傷等）
- ・自分の身を危険にさらすような不適切な使い方は、厳に慎む。（SNS 上で個人情報の書き込み等）

10 外泊

子どものみの外泊はしない。

11 卒業後の6年生

中学校に入学するまでは、この心得を指導の指針とする。